

【消費生活の窓口から】

水回りの修理に関する悪質商法にご注意を！

トイレ修理、水漏れ修理など、水回りの修理に関する「暮らしのレスキューサービス」において、料金や作業内容等で事業者とトラブルになったという相談が増加しています。

〈事例〉トイレが詰まったため、ネットで検索した事業者に修理を依頼した。ネットでは、基本料金 500 円と書いてあつ

たが、事業者が現場を確認したところ、便器の交換が必要と言われ、30 万円かかると言われた。修理後、よく考

えると想定以上の高額な請求を受けたと思う。支払わなくてはならないか。

【アドバイス】

◆事業者に訪問を依頼する前に、費用や作業内容などをよく確認しましょう。

◆修理を依頼した後でも、高額な修理を提案された場合は、急いで契約せずに契約条件をよく確認しましょう。

◆自宅への訪問を依頼し、契約した場合でもクーリング・オフ（無条件解約）が可能な場合がありますが、条件があるので注意しましょう。

自宅への訪問を依頼して契約した場合は、基本的に訪問販売には該当せず、クーリング・オフは適用されません。た

だし、例外があります。例えば、ウェブサイト上の安価な修理代金を見て修理を依頼したにもかかわらず、実際には高

額な工事の勧誘を受けた場合など、消費者がもともと高額な修理代金を伴う契約を締結する意思を有していなかったと

言える場合には、訪問販売に該当すると考えられ、クーリング・オフが認められます。

◆訪問販売による取引のクーリング・オフは、契約書面を受け取った日から「8 日間以内」です。

◆困ったときや判断に迷う場合は、一人で悩まず、消費生活相談窓口か消費者ホットライン
いやや
188（局番なし）に相談しましょう。

出典：山形県ホームページ「[水回りの修理に関する悪質商法にご注意ください（PDF）](#)」

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3